

美浜町選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項、第11号及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づき、町又は選挙管理委員会に対し各種の直接請求をする場合、署名を必要とする選挙権を有する者の数は次のとおりである。

令和8年1月26日

美浜町選挙管理委員会委員長 山下 泉

記

- | | |
|--|--------|
| 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項に基づき、町に対して直接請求をする場合の請求者数 | 350人 |
| 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に基づき、町に対して直接請求をする場合の請求者数 | 2,914人 |
| 3 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第11項の規定に基づき、選挙管理委員会に対し合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求をする場合の請求者数 | 5,827人 |